9/4 京福

旧統一教会 政府が請求検討

刑事事件なしで解散 高い壁

政府は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の解散命令請求に向けた検討に入る。世論の後押しで調査を始めた今回のケースは、教団幹部は刑事事件で責任を問われていないという点が過去の事例と大きく異なる。ハードルは高いが、旧統一教会の民事上の責任を認めた判決や高額献金の被害者証言など広範な証拠を総合し、解散命令の要件を満たす考えだ。

規定

法令違反を理由に解散を命じたのは2件。地下鉄サリン事件など一連の重大事件を起こしたオウム真理教と、霊感商法詐欺事件を起こした明覚寺（和歌山県）で、いずれも教団幹部らが刑事事件で有罪判決を受けた。

宗教法人法は「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」をした場合に解散を命ずることができると規定し、判例から「刑法等の実定法規の違反」に適用されると解釈されてきた。

オウム真理教に解散を命じた1995年の東京高裁決定は、猛毒のサリンを生成した殺人予備事件が解散命令の要件に該当すると判断。オウム側は「法人としてやったことではない」と反論したが、高裁は幹部が多数の信者を動員したことなどから「計画的・組織的な行為」と認定した。明覚寺も組織的な詐欺行為が認定されている。

宗教法人法に基づく解散命令の流れ

所管庁など
↓ 解散命令を請求
裁判所
↓ 解散命令
宗教法人

主な調査内容と回答分量

	質問権行使日	質問事項	回答受領日	分量
1	2022年11月22日	組織運営や財産・収支	22年12月9日	段ボール箱8個分
2	12月14日	旧統一教会の法的責任を認めた民事判決	23年1月6日	小型段ボール箱12個分
3	23年1月18日	教団本部がある韓国への送金	2月7日	小型段ボール箱2個分
4	3月1日	信者でつくる「信徒会」の活動実態	3月15日	封筒1通分
5	3月28日	高額献金を巡る教団側と被害者が示談した事案	4月25日	封筒1通分
6	5月24日	教会の管理運営	6月12日	封筒1通分と宅配袋2個分
7	7月26日	組織運営や献金、裁判の関係	8月22日	封筒1通分と宅配袋1個分

民事判決や被害者証言 要件満たすか

変更

一方、旧統一教会の場合、幹部の刑事責任が問われた事案はない。高額献金などを巡る民事訴訟で法的責任を認めた判決は22件あるものの、うち20件は信者らの不法行為に関して教団の使用者責任を認定したもので、組織的な不法行為を認めた判決は2件だ。

旧統一教会の高額献金問題で世論が沸騰しても、政府は当初、解散命令請求の要件に「民法の不法行為は入らない」との姿勢だった。しかし岸田文雄首相が、昨年10月の国会答弁で解釈を変更し「行為の組織性、悪質性、継続性が明らかな場合、民法の不法行為は（要件に）入り得る」との立場を示した。

文化庁は昨年11月から現在までに質問権を7回にわたり行使したが、強制力はないため「期待したほどの資料は出てきていない」（政府関係者）のが実情。このため高額献金などの被害を訴える多数の元信者らに聞き取りを進め、教団の指揮命令系統の解明を目指してきた。解散命令請求について、文部科学省幹部は「最後は官邸の判断だ」と指摘した。